

目 次

1. 自由民主党 甘利明税制調査会長へ要望書を提出	1
2. 2021年春の叙勲授章について	2
3. 令和3年度 安全性優良事業所認定継続表彰 受賞事業所一覧	3
4. 令和3年度 経営トップ安全セミナーの開催について	5
5. 各種助成制度のご案内	7
6. 令和3年度 近代化基金融資(利子補給事業)について	9
7. メルマガ登録のお願い	9
8. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査について	10
9. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	12
10. 支部だより 大分西支部大分南分会	13
☆青年部だより	15
☆行政だより	
(1) 「総合物流施策大綱」(2021年～2025年度)を閣議決定	16
(2) エイジフレンドリー補助金について	17
(3) 夏季の省エネルギーの取組について	21
☆国税だより	23
☆大分産業機械技能教習所だより	24
☆陸災防だより	25
令和3年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動	27
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	28
(2) 総務省九州総合通信局からのお知らせ	29
(3) 令和3年 おおいた夏の事故ゼロ運動	30
(4) 職場における熱中症予防対策ポータルサイト及び講習動画のご案内	31
(5) 大分働き方改革推進支援センター 出張相談会のご案内	33
(6) 新入会員紹介	37
(7) 会員名簿訂正方のお願ひ	37
(8) 燃料情報	37
(9) 行事予定表	39
(10) 帳票関係FAX注文書	40

**当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。**

自由民主党 甘利明税制調査会長へ要望書を提出

公益社団法人大分県トラック協会の仲浩会長は、6月26日(土)に大分市のホテル日航大分オアシスタワーで、自由民主党甘利明税制調査会長へ標準的な運賃・料金の収受を実現するための荷主への周知についての支援、トラックドライバーの働き方改革の実現に係る施策の推進及び道路交通網の整備促進について要望を行った。



左から、仲会長、甘利税制調査会長

要望内容

1 標準的な運賃・料金の収受を実現するための荷主への周知についての支援

トラック運送業界は、全産業平均と比較して労働時間が2割長く、賃金は2割低い状況にあり、この現状が人手不足の大きな要因となっている。従業員の就労環境を改善し、人材を確保するためには、適正な運賃・料金を収受することが極めて重要であることから、令和2年4月24日付国土交通省告示第575号で示された「標準的な運賃告示制度」に基づく運賃・料金が収受できるよう、荷主等への周知について、理解と支援を強くお願いしたい。

【県下会員事業所の届出状況 R3.6.20現在】

県内に本社を置く事業者 376者 届出事業者 365者 届出率 97.1%

2 トラックドライバーの働き方改革の実現に係る施策の推進

トラックドライバーについては、2024年4月から時間外労働が年間960時間以内となる罰則付き上限規制が適用されることから、全ての事業者がこの規制に対応できるよう、労働環境の整備・改善を後押しする支援策を図られたい。加えて、改善基準告示の改正については、九州地方が大消費地から遠方であるという地理的条件を十分に考慮したうえで、利用者の要望に応えることができるよう柔軟性のある基準とされたい。

3 道路交通網の整備促進

道路交通網の整備は、輸送の効率化、交通事故の抑止、さらには災害時における緊急物資輸送の迅速化など極めて重要であることから、一層の整備を図られたい。

【地域高規格道路】 (1)中津・日田道路 (2)中九州横断道路

【高速道路】 全線4車線化の実現

2021年春の叙勲授章について

受賞おめでとうございます

【瑞宝単光章】

米 澤 洋 治 氏

(有限会社 長洲急配 会長)



左から、(公社)大分県トラック協会 仲浩会長、米澤洋治氏

令和3年度 安全性優良事業所認定継続表彰 受賞事業所一覧

継続年数及び五十音順で記載

事業者名	営業所名	継続年数
大分運送株式会社	本社営業所	17
大分松藤商事株式会社	本社営業所	
佐川急便株式会社	大分営業所	
	別府営業所	
三協通産株式会社	本社営業所	
株式会社辰巳商會	大分営業所	
日本通運株式会社	大分航空支店	
丸高産業運輸株式会社	本社営業所	16
九州西濃運輸株式会社	北大分営業所	
東九総合運輸株式会社	本社営業所	
日本通運株式会社	大分物流事業所コンテナ課	
	大分海運事業所	
	中津支店	
	佐伯営業所	
株式会社博運社	大分営業所	
	中津営業所	
村本重機興有限会社	本社営業所	
ヤマト運輸株式会社	大分大在営業所	
	大分松岡営業所	
	大分光吉営業所	
	西大分営業所	
	湯布院営業所	
	別府亀川営業所	
	杵築営業所	
	大分宇佐営業所	
	中津営業所	
	玖珠営業所	
	豊後大野営業所	
	佐伯営業所	

事業者名	営業所名	継続年数
臼杵運送株式会社	鶴崎支店	15
九州バイパス運輸株式会社	本社営業所	
有限会社玖珠運送	本社営業所	
日本図書輸送株式会社	大分営業所	
大分物流サービス株式会社	本社営業所	14
	宇佐営業所	
さくら運輸株式会社	別府営業所	
	大分営業所	
株式会社ジャパンエクスプレス	大分支店	
東九物流システム株式会社	本社営業所	
中村産業輸送株式会社	大分営業所	
日本郵便輸送株式会社	大分営業所	13
大分運輸株式会社	大分事業所	
久留米運送株式会社	大分支店	
株式会社中津急行	本社営業所	
日本通運株式会社	大分物流事業所	12
大分総合運輸株式会社	本社営業所	
九州名鉄運輸株式会社	大分支店	
株式会社サンキュウ・トランスポート・九州	大分営業所	
新光運輸株式会社	大分営業所	
株式会社テクノ	本社営業所	
中山運輸機工株式会社	大分支店	
有限会社東浜陸運	本社営業所	
株式会社モンリク	日田営業所	11
ヤマト運輸株式会社	大分萩原営業所	
ウエアハウス有限会社	本社営業所	
協和産業株式会社	本社営業所	
九重運輸有限会社	本社営業所	
住吉運輸産業株式会社	本社営業所	
日陽運輸株式会社	大分営業所	
日本通運株式会社	豊後大野営業所	

**受賞した事業所の皆様
おめでとうございます！**

令和3年度 経営トップ安全セミナーの開催について

標記セミナーについて、安全・安心で働きやすい職場環境づくりを目的として、下記のとおり開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は、別紙「参加申込書」にご記入のうえ、7月26日(月)までに協会事務局（FAX 097-552-1591 担当:三好、岡部）にお申込みいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 日時**：令和3年8月3日(火) 13:30～15:30
- 2 場所**：大分県トラック会館 5階「大会議室」 大分市向原西1-1-27
- 3 講師**：(株)瀧澤・佐藤事務所 代表取締役
社会保険労務士・行政書士 瀧澤 学 氏
- 4 テーマ**：「トラック運送事業者のためのトラブルの傾向と将来への対策」

運輸局監査、労働基準署監査、残業代未払い事例などの対処方法、働きやすい職場認証取得や同一労働同一賃金等、2025年までに打たなければならない対策について一緒に考えていきます。

- 5 対象**：経営者、管理者の方（定員50名）

問合せ先：(公社)大分県トラック協会
(担当：三好、岡部)
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591

(公社) 大分県トラック協会 事務局 宛
(FAX:097-552-1591 担当:三好、岡部)

令和3年度 経営トップ安全セミナー

参加申込書

日 時 : 令和3年8月3日(火) 13:30 ~ 15:30
場 所 : 大分県トラック会館 5階「大会議室」

会社名 _____

役 職	氏 名

【講師】 株式会社 瀧澤・佐藤事務所 代表取締役 たき ざわ 瀧 澤 まなぶ 学 氏

1962年生まれ 社会保険労務士、行政書士

1990年6月 東京都日野市役所を退職後、独立物流事業に関する許認可申請及び労務管理を専門とし、父親の代から運送事業者1,000社以上のコンサルティング実績を有する社会保険労務士、行政書士として、各企業での講師やコンサルタントとして活躍中。

中部トラック総合研修センター物流大学校講師

国土交通省「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」構成員

一般財団法人日本海事協会 シニアアドバイザー

※恐れ入りますが、準備の都合上、令和3年7月26日(月)までにお申込みいただきますよう、お願いいたします。

(公社)大分県トラック協会・陸災防大分県支部会員の皆様へ

～ 次のような各種助成制度があります ～

(公社)大分県トラック協会

No.	制 度 名	金 額	摘 要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
2	整備管理者講習助成	テキスト代助成	無料講習(定期研修、2年に1回)
3	安全教育訓練促進助成	1名あたり 上限10,000 円 (受講料の2分の1)	教習受講者
4	中型・大型・牽引免許取得助成	1名あたり 20,000 円 (中型免許・限定解除(5t・8t))	1事業者につき2名まで
		1名あたり 40,000 円 (大型・牽引免許)	
5	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
6	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円 (一般・C般診断)	(一 般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
		〃 4,800 円 (初任・適齢診断)	
7	運輸安全マネジメント講習助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
8	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円～2,500円	全ト協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
9	健康診断等検診助成	1名あたり 1,500 円	乗務員に限る
10	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
11	人材確保対策支援助成	上限 10,000 円	1者につき10,000円を上限
12	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1者あたり 100,000 円 (新規)	エコアクション21・(新規・更新) 50,000円
		〃 50,000 円 (更新)	
13	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	1事業所1台限り、購入価格の2分の1
14	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	ハイブリッド・CNG車
15	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円)	利用実績による。(保有台数に上限あり)
		維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円)	
		(RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2,000円	上限 50,000円/月
		(J R) 維持 月の利用額の20%	
16	EMS機器導入促進助成	〃 10,000 円	双方車両台数の30%上限
17	ドライブレコーダー機器導入促進助成	〃 3,000 円 ～ 10,000 円	
18	アルコールチェッカー普及促進助成	1事業所あたり 2,000 円 (携帯型)	車両台数の30%上限
19	ETC2.0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
20	安全装置等導入助成	〃 10,000 円	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
21	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500 円	契約教習受講者(ドライビングアカデミー-ONGA)
22	支部交通事故対策活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
23	可動式突入防止装置導入促進助成	〃 60,000 円	車両台数の30%上限
24	利子補給事業	一般 0.3%	長期プライムレートに対する補給率
		環境対策 0.3%	
25	信用保証料助成	上限 300,000 円 (保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティネット融資等)

※ 令和3年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり	1,500 円 (上限)	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	〃	1,500 円 (上限)	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり	500 円	1会員につき50名を上限とする
4	脳・心臓疾患検査助成	1名あたり	5,000 円 (上限)	検査費用の2分の1を助成

※ 令和3年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、陸災防大分県支部事務局(TEL:097-556-7866)までお問合せ下さい。

(公社)全日本トラック協会

No.	制 度 名	助 成 金 額		摘 要
1	準中型免許取得助成	1名あたり	40,000 円 (準中型)	1事業者につき100,000円を限度 ドライバー個人での支払いは不可
		〃	25,000 円 (5t限定解除)	
2	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり	500円～2,500円	全ト協指定検査機関で検査 検査料の2分の1助成
3	血圧計導入促進助成	1台あたり	購入価格の2分の1 (上限5万円)	1事業所につき1台を限度
4	インターンシップ導入促進助成	受入れ期間	3日間 90,000 円	1事業者につき1回 左記受入れ期間は、同一学生を対象 受入れ人数にかかわらず左記の助成額とする。
			4日間 110,000 円	
			5日間以上 130,000 円	
5	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	1台あたり	購入価格の2分の1 (上限6万円)	エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置
6	環境対応車導入促進助成 (低公害車)	1台あたり	134,000 円 ～ 500,000 円	CNG車(新車、最大積載量2t～4t)
		〃	100,000 円	CNG車(使用過程車改造)
		〃	97,000 円 ～ 335,000 円	HB車
		〃	1,000,000 円	CNG車(車両総重量25tクラス)
7	安全装置等導入促進助成	〃	20,000 円	車両1台につき対象装置ごと
8	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成	〃	50,000 円 (上限)	車両総重量3.5t以上8t未満の車両(中小企業者のみ) 装置取得価格の2分の1
9	ドライバー等安全教育訓練促進助成	1名あたりの受講料について	助成	特別研修(2泊3日以上)の研修・・・受講料の7割 ・・・Gマーク取得事業者は受講料全額 一般研修(1泊2日研修)・・・・・・・・・定額1万円
10	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の2の	助成	講座受講料10万円以上のものに限る
11	自家用自動車用燃料供給施設等助成	新設	上限 1,000,000円	
		増設	上限 300,000円	
12	天然ガス自動車用燃料供給施設等助成	新設	上限 40,000,000円	助成対象経費の1/2以内
		増設及び改造	上限 10,000,000円	

※ (公社)大分県トラック協会及び陸災防大分県支部の助成とは異なり、協調補助として別途助成されます。

令和3年度 近代化基金融資(利子補給事業)について

☆近代化基金融資申請手続きについて

第1期公募は

令和3年7月30日が締切です。

申請漏れのないようご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

メルマガ登録のお願い

☆法改正や安全対策等について会員へ
メールマガジンを送付しています

登録は
コチラから



The screenshot shows the homepage of the Oita Prefecture Truck Association. At the top, there is a navigation menu with links for Home, Association, Member, General, Traffic, News, and Events. Below the menu is a banner with the text "ゆっくり走ろう おんせん県おおいた 笑顔を届ける大分県トラック協会". On the right side of the page, there is a button labeled "メルマガ登録はこちら" (Click here for email magazine registration), which is highlighted by a red box and a downward arrow from the text "登録はコチラから".

県ト協HPトップページ → 「メールマガジンで登録はこちら」アイコンをクリック
→ 登録ページへの入力 → 「送信」ボタンを押す

事業者の皆様へ

ドライバーに睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査を受診させていますか？

SASとは、睡眠中に頻繁に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態（睡眠呼吸障害）が繰り返されるために、質の良い睡眠が取れず、日中に強い眠気や疲労等の自覚症状を伴う病気です。

SAS患者は、居眠り運転を起こす危険性がある上、治療をせずに放置すると命にかかわる合併症（高血圧、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等）を引き起こすおそれもあります。これらの疾病は、運転中の突然死にも繋がる健康起因事故の主原因でもあります。

あなたのその症状…もしかして

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) かもしれません

- 大きないびきをかく
- 息が苦しくて目が覚める
- 睡眠中に呼吸が苦しう、呼吸が止まっていると指摘される
- 昼間に強い眠気を感じる
- 朝起きた時に頭痛、頭重感がある

※必ずしも眠気を感じることがないという点に注意が必要です。疲労感や倦怠感が継続するときなども、実は SAS が原因となっている場合があります。



SASは簡単なスクリーニング検査で診断することができます。また、SASと診断されても適切に治療すれば健康な人と同じように安全運転を続けていくことができます。SASであることに気づかず運転業務を続けることが、最も危険な状態であり、避けるべきことです。

令和2年度健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査

SASスクリーニング検査を従業員に受診させていますか？



資料：国土交通省

令和元年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査結果状況等の報告

SASスクリーニング検査の結果、要精密検査と判定された従業員はいますか？



資料：全ト協 令和元年度睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成申請事業者に行ったアンケートより

社内に既にSAS治療を実施している、またはこれから治療を始める従業員はいますか？



積極的にSASスクリーニング検査を受診し、SASの早期発見、治療を行い、健康起因事故をなくしましょう。

ドライバー全員にSASスクリーニング検査を受診させましょう



会員事業者の皆様へ

SASスクリーニング検査助成制度のご案内

全日本トラック協会では、都道府県トラック協会を通じて、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査受診費用に対する助成事業を行っています。



全ト協助成制度のページ

助成対象検査	指定検査・医療機関が実施するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第1次検査(簡易アンケート)および第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法を用いた機器による簡易検査)
助成金額	(1) 第1次検査費用の半額(上限 500円/人) (2) 第2次検査費用の半額(上限 2,000円/人) (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の半額(上限 2,500円/人)
指定「検査・医療機関」	〈全ト協指定の検査・医療機関〉 ● NPO法人 睡眠健康研究所(電話 03-5355-9941) ● NPO法人 ヘルスケアネットワーク(電話 06-6965-3666) ● 一般財団法人 運輸SAS対策支援センター(電話 03-3359-9010) 〈都道府県ト協指定の検査・医療機関〉 ● 都道府県トラック協会にお問い合わせください。

● SASスクリーニング検査受診までの流れ

1 問い合わせ	助成を受けることができるか、所属している都道府県トラック協会に確認してください。
2 検査事前申込書の提出	確認が取れたら、【様式1-1】スクリーニング検査事前申込書を所属している都道府県トラック協会に提出してください。
3 検査の予約と確認	申込書が受理されたら、【様式1-1】で記入した、申込みをする「検査・医療機関」に検査の予約を入れてください。
4 検査申込書兼委任状の提出	予約確認後、【様式1-2】スクリーニング検査申込書兼委任状に必要事項を記入し、正本を検査・医療機関に提出してください。
5 検査費用のお支払い	検査費用を検査・医療機関にお支払いください。(前払いの場合)
6 検査開始	費用の支払いの確認後、検査・医療機関より、スクリーニング検査に必要な機器や書類が届きます。

※検査終了後～助成金の交付、報告までの流れについては全ト協ホームページをご確認ください。

※助成金申請の詳細等については、所属のトラック協会にお問い合わせください。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和3年6月に実施された結果についてご報告致します。

6月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大 分 西	中 央 西	7：30～8：00	大分市新川町 新川交差点	6社	7人	6月18日
	大 分 南	7：30～8：00	大分市 大分南警察署前	2社	5人	6月21日
大 分 東	大 分 東	7：30～8：00	大分市 大分東警察署前	11社	12人	6月1日
別 杵	杵 築	7：30～8：00	日出町 佐尾交差点	11社	11人	6月18日
県 北	中 津	7：45～8：05	中津市 田尻交差点	12社	19人	6月18日
	宇 佐 ・ 豊 後 高 田	7：45～8：05	宇佐市 柳ヶ浦高校前	8社	10人	6月18日
西 部	玖 珠	7：30～8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2社	3人	6月18日
	日 田	7：30～8：00	日田市 玉川交差点	2社	3人	6月17日
県 南	白 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	13社	14人	6月21日
	佐 伯	7：30～8：00	佐伯市 佐伯警察署前	10社	11人	6月18日

※6月24日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



中津分会



杵築分会



玖珠分会



中央西分会



大分南分会



日田分会



佐伯分会



臼津分会

支部だより

◇大分南警察署にコロナ感染予防の物品を寄贈 (大分西支部大分南分会)

大分県トラック協会大分西支部南分会（坂本光広分会長）は6月18日(金)、県警察官友の会大分南支部（甲斐公人支部長）とともに大分南警察署を訪れ、新型コロナウイルス感染予防の物品を寄贈した。

同署内で贈呈式が行われ、甲斐支部長が「地域を支えてくれている署員の皆さんが心身共に健康であってほしい」と激励。崎尾敬署長は「地域の人々が安心して来訪することができる。これからも県民のために職員一丸となって勤めていく」と謝辞を述べた。

大分南警察署では、今回贈られた自動消毒液噴射機は玄関ホールに設置。空気清浄機10台と抗菌剤20本は署内5課と、管内の全5交番に配布する。

感染予防の物品を寄贈



前列左から、大分県トラック協会大分西支部南分会の坂本光広分会長
県警察友の会大分南支部の甲斐公人支部長
後列左から、大分南警察署の川田裕三副署長、崎尾敬署長、木田三郎
地域交通官

青年部だより

トラック業界PRドラマ「時をかける流れ星！」公開！！

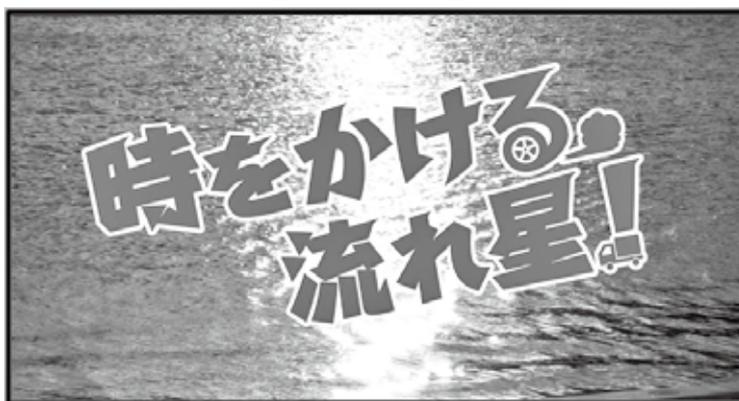
大分県トラック協会青年部（小河勇貴会長）が作成した、標記ドラマがYouTubeで公開となりました。

このドラマは、運送業界をPRするために作成されたもので、現在の運送業が働きやすい職場であることをアピールする動画となっている。

協会のHPやYouTubeから見るできるので、ぜひご覧ください。

【視聴方法】

- 協会ホームページにアクセス ⇒ トップページ「PRドラマ公開中」をクリック
- YouTubeで「大分県トラック協会」と検索
- URL 「<https://www.youtube.com/watch?v=bRwc301XIE0>」



◇青年部会員を募集しています

青年部では、将来の物流の担い手として、知識の習得と会員相互の融和団結を目的に諸々の活動を行っています。

【活動内容】

- ・勉強会
- ・視察研修
- ・「トラックの日」記念イベント
- ・他県青年部との交流会
- ・全ト協青年部会九州ブロック大会
- ・行政懇談会
- ・慈善奉仕事業
- ・その他

【入会資格】

- ・協会会員事業所で、概ね48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 岡部・三好
電話 097-558-6311 メール okabe@ota.or.jp

「総合物流施策大綱」(21～25年度)を閣議決定

～「簡素で滑らかな物流」、「担い手にやさしい物流」、「強くてしなやかな物流」の実現に向けて～

政府における物流施策の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図る、「総合物流施策大綱」(2021～2025年度)が6月15日に閣議決定された。

概 要

1. 今後の物流施策の方向性と取組

現下の我が国の物流が直面する課題は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行による社会の劇的な変化も相まって、より先鋭化・鮮明化しているといえます。本大綱の下では、そうした課題に対応した施策に重点的に取り組むべく、今後の物流が目指すべき方向性を下記の(1)～(3)の3つの観点とし、関連する施策を位置付けています。

- (1) 物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）
- (2) 労働力不足対策と物流構造改革の推進（担い手にやさしい物流の実現）
- (3) 強靱で持続可能な物流ネットワークの構築（強くてしなやかな物流の実現）

2. 本大綱の計画期間と今後の推進体制

計画期間は2025年度までとします。また、KPIの設定により定量的に施策の進捗状況を把握することに加え、有識者や関係事業者等を交えた政策評価の場を定期的に設けることにより、本大綱に位置付けられた施策の実効性を高めるための進捗管理や検証等を行うこととします。

※詳しくは国土交通省の「総合物流施策大綱」に関する下記のHPをご覧ください。

- 総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001408878.pdf>

- 総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）の概要

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001408879.pdf>

エイジフレンドリー補助金について

◎エイジフレンドリー補助金とは

エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うもので、令和2年度に創設されました。特に、社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、高齢者が就労する際に利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するための設備や作業の改善も重要です。

◎対象となる事業者

支給対象となる事業者は、次のいずれにも街頭する事業者です。

- (1) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している。
- (2) 次のいずれかに街頭する事業者であること

業種	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など。	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、 運輸業 、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	1億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- (3) 労働保険に加入している。

※そのほか支給決定に当たって審査があります。

◎対象となる対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
- ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

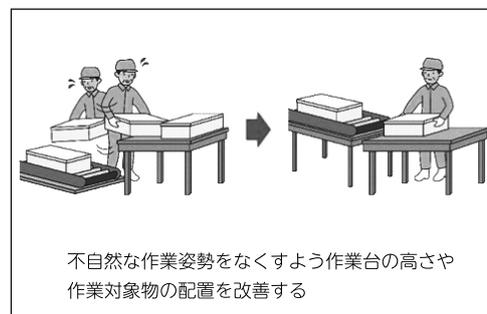
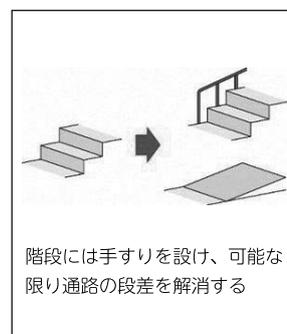
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



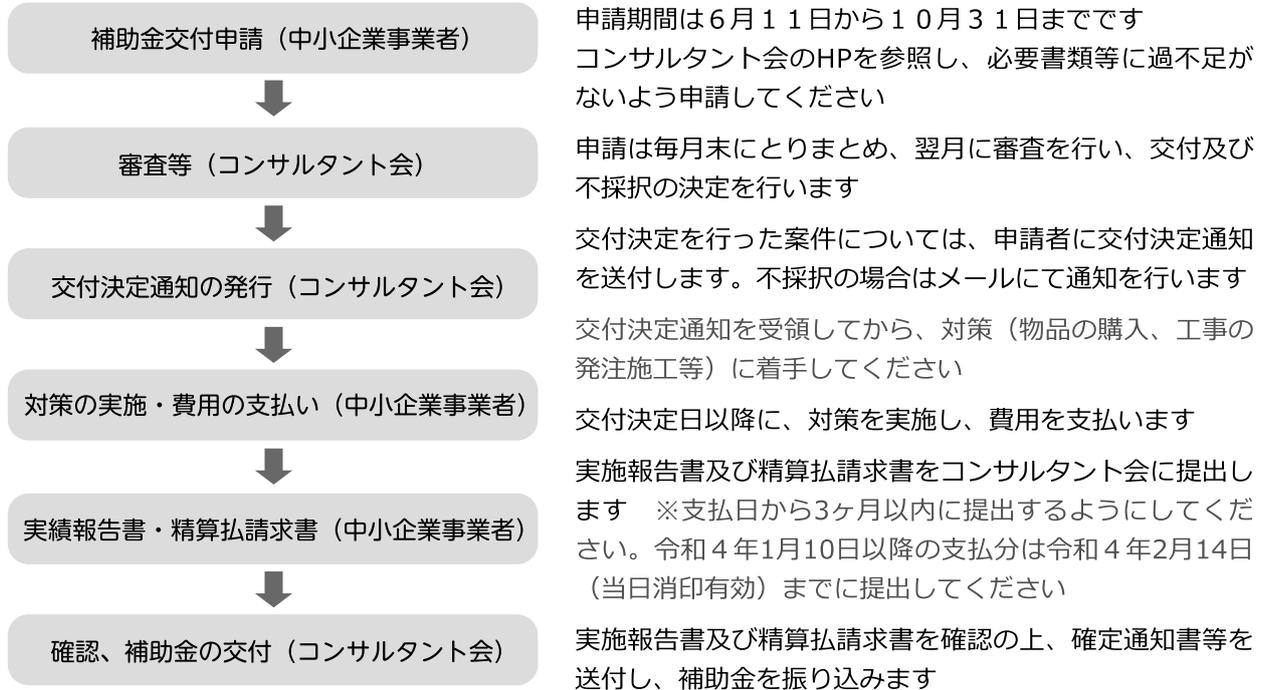
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



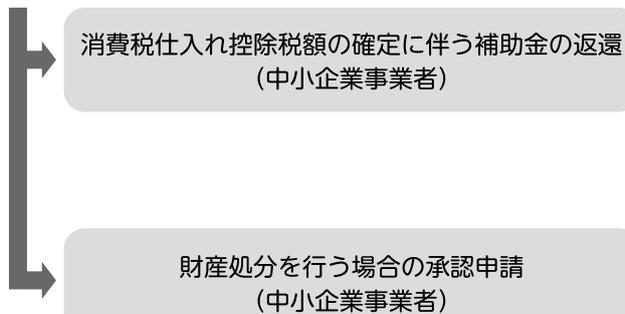
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



必要な時に手続き



この補助金に係る仕入れ控除税額が確定した後、（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式に従って、）コンサルタント会に提出してください

※次のページにあるエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページでご確認ください。

補助金を受けた機材等のうち50万円以上のものについて、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡、廃棄等をおこなう場合には承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。

夏季の省エネルギーの取組について

本年5月28日(金)に開催された関係省庁で構成される「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」により、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。経済産業省のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

つきましては、貴団体におかれましては、本取組の趣旨をご理解賜り、省エネに一層取り組んでいただくとともに、その旨関係先への周知のご協力をお願い致します。

〈経済産業省ホームページ〉

「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました
～6月から9月は夏の省エネキャンペーン～

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003.html>

取組概要 (抜粋)

【工場・事業場関係】

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえた取組を行うこと。

- 事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- 省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- 省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2030年に向けた業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にとっては、その実現に向け、工場・事業場においては技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携

して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

【運輸関係について】

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者（旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック200台以上等、荷主は年間輸送量3,000万トンキロ以上）と成った場合には、国へ旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書、荷主は貨物の輸送量届出書の届出を行うこと。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギーしよ費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

とりわけ乗用車については、電動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の導入を検討すること。）

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時には早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに務めること。また、バイオマス燃料や合成燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

● 国税だより

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の猶予が認められる場合がありますので、所轄の税務署（徴収担当）に早めにご相談ください。

なお、税務署でのご相談をご希望の場合には、「3密」防止の観点からも、事前にお電話をいただき、日時のご予約をお願いします。

区分	申請による換価の猶予 (国税徴収法第151条の2)	納税の猶予 (国税通則第46条)
要件等	<p>次の要件のすべてに該当するときは、延滞税が軽減の上、猶予が認められます。</p> <p>① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。</p> <p>② 納税について誠実な意思を有すると認められること。</p> <p>③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。</p> <p>④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。</p> <p>注) 既に滞納がある場合や滞納となつてから6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法151条)が受けられる場合もあります。</p>	<p>次のような個別のみ事情がある場合は、延滞税が軽減又免除の上、猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。</p> <p>《具体例》</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用</p> <p>③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額</p> <p>④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額</p>
申請方法等	<p>1 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。 なお、提出には郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又はe-Taxをご利用ください。</p> <p>2 収支状況などの確認のため、帳票等の書類の準備をお願いします(書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。)</p>	

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和3年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日		
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	8月	9月	
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	11日～12日と 16日～19日	13日～16日と 21日～22日	
		実技のみ	6日	9H	90,200				
技能講習	車両系建設機械	整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	11日～12日	1日～2日 14日～15日
			全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,430	2日～6日と 10日 23日～26日と 30日～31日	6日～10日と 13日 21日～22日と 24日と 27日～29日
		解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,570	16日	3日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570		16日～17日	
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	10日～11日 30日～31日	15日～16日 27日～28日	
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	10日～12日 30日～9/1日	15日～17日 27日～29日	
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880			
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	4日～6日 18日～20日	1日～3日 15日～17日 29日～10月1日	
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370			
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	25日～27日	8日～10日 21日～22日と 24日	
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650			
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	2日と6日 24日と30日	6日と13日 27日と 10月1日	
			4日	31H	29,700	1,650	1班 2日～5日 24日～27日	6日～9日 27日～30日	
		大型・中型・普通運転免許所持者				2班 2日と 10日～12日 24日と 31日～9/2日	6日と 14日～16日		
		普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650	土・日	4日～5日と 11日～12日	
シヨベルローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。			
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,900	1,870				
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	12,100	1,705	23日～24日	6日～7日 28日～29日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	12,100	1,370	10日～11日	21日～22日	
	ローラー(制限なし)		2日	10H	12,100	1,360	3日～4日	8日～9日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	12,100	1,650			
	職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	12,100	1,540	25日～26日	13日～14日	
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,430				

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和3年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 10月6日(水)・7日(木)
1月26日(水)・27日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月16日(金) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月3日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月22日(金) |

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。

(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講年 月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

令和3年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動

実施期間：令和3年7月1日(木)～令和3年7月31日(土)

スローガン

「事例を出し合い 気づいて発見 危険箇所への 対策築く」

(令和3年度安全衛生標語 荷役部門入選作品)

趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間2018年度～2022年度)に基づき、

- ① 死亡者数:2018年～2022年の5ヵ年中に15%以上減少させる。(2021年は、87人以下)
- ② 死傷者数を2017年から5%以上減少させる(2021年は、14,893人以下)
- ③ 健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和3年の労働災害発生状況(1～4月速報値)は、死亡災害が22人(前年同期比+2人、+10.0%)と増加し、死傷災害は4,330人(前年同期比545人、14.4%)と大幅な増加している。

死傷災害では、墜落・転落、転倒による災害が依然として多く発生しているとともに、昨今、動作の反動、無理な動作による災害が多発傾向にあり、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示しており、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも急務である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組みを一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

会員事業場の実施事項

- 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(※)により職場の安全衛生点検を行う。
- 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

※陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP (<http://www.rikusai.or.jp/>) から、ダウンロードして下さい。

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和3年度 土曜開業日カレンダー ◇

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(注:数字のみは開業日、■は休業日、○は祝日・休日を表しています)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

総務省九州総合通信局からのお知らせ

守って！ 電波のルール

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船舶、警察、消防・救急の無線などの社会生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法無線局を開設・運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波等で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

知って・守ってほしい、電波のルール

- ①無線機器の使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ②電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③外国規格の無線機器にはご注意を。

電波のことなら
九州総合通信局へ

問合せ先

■九州総合通信局

HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8255

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819



デンパ君

令和3年

おおいた夏の事故ゼロ運動

期間 7月12日(月)から7月21日(水)まで

一斉行動日 7月12日(月)/7月21日(水)

運動の重点

1

横断歩道でのマナーアップの推進

～ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を～

(前頁参照)



2

高齢者と子供の交通事故防止

●高齢者(歩行者・ドライバー)

・加齢に伴う身体能力の変化が運転や歩行に及ぼす影響(認知機能の低下、反射神経の鈍化等)について理解を深め、一層の安全運転に努めましょう。

★昨年の交通事故死者の6割以上が高齢者でした。

●ドライバー

・通学路・教育関係施設・公園・病院付近では、特に気をつけて運転しましょう。

高齢者の運転相談ダイヤル

#8080

加齢や病気など運転に不安を感じたら
専用の運転相談ダイヤルに相談しましょう。



3

自転車の安全利用の促進

自転車安全利用五則を守りましょう。

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外※
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

自転車保険に必ず加入しましょう。(裏面参照)



※「歩道通行可」の標識がある場合、児童・幼児(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、車道通行に支障がある障害者が通行する場合、交通の状況から歩道を通行することがやむを得ない場合等は自転車でも歩道通行が可能です。

4

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

●後部座席もシートベルトを着用!

●子供たちを守るため、チャイルドシートは正しく着用!

★大分県の後部座席のシートベルト着用率は、一般道で24.8%(全国平均40.3%、全国ワースト4位)、高速道路74.0%(全国平均75.8%)といずれも全国平均を下回っています。(R2年JAF調査)



非着用時の致死率

一般道 3倍以上
高速道路 約12倍!

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

令和3年度 厚生労働省委託事業 職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業

職場における熱中症予防対策 ポータルサイト及び講習動画のご案内

ポータルサイトのご案内

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関するポータルサイトを開設し、職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。

場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用動画や理解度クイズなども掲載しています！

暑い夏を乗り切るにあたり、熱中症予防対策の徹底を図るために、是非ご活用ください！



学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



講習動画のご案内

無料

職場における熱中症対策を効果的に推進するための講習動画を無料で配信しています！

1 動画あたりの閲覧所要時間が15分程度なので、すきま時間にもご覧いただけます。

- 熱中症が発生する原理と発生時の措置
- 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
- 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
- WBGT指数計を用いた作業環境管理方法について

WBGT値、確認ヨシ！



講師紹介

齊藤 宏之

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



画面の右下隅に Q3:a 02:b 01:9

ポータルサイトではこんな内容が学べます！

Q1 熱中症防止の目的で使う測定器として、もっとも適当なものはどれでしょうか？

- a デジタル式の温湿度計
- b 黒球の付いたWBGT指数計
- c 黒球の付いていない温湿度計
- d 黒球の付いていないWBGT指数計

Q2 暑熱作業中の水分・塩分摂取の方法として、適当なものはどれでしょうか？

- a 水分・塩分を喉の渇きの有無によらず、定期的に摂取させる
- b 水分・塩分は作業者本人が喉の渇きに応じて摂取する
- c あまり水を飲むと体がなまってしまうので、飲む量や回数は最小限にする

Q3 軽度の熱中症が疑われる作業員がいたため、水分・塩分をとらせ、涼しい部屋で休ませましたが、なかなか良くなりません。
このような場合、適切な対応はどれでしょうか？

- a 躊躇なく医療機関に搬送する
- b 急がせず、日陰をゆっくり歩いて病院に行かせる
- c タクシーで自宅に帰らせる
- d 軽度の熱中症なので引き続き様子を見る

詳しい解説はポータルサイトに掲載しています！是非ご覧下さい！

渴く前に飲む！



チューイカン吉

【受託実施】 テクニル株式会社 化学物質管理部門 (職場における熱中症予防対策事務局)
東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 サンホリビル4F
お問い合わせは、下記メールアドレス宛にお願いいたします。
e-mail: netsu@technohill.co.jp

労務管理等について
お悩みの事業主のみなさま
専門家に相談してみませんか？

相談
無料

大分働き方改革推進支援センター

出張相談会のご案内

労務関係全般のご相談に 対応いたします！

- 同一労働同一賃金
- 賃金引き上げ等
- 労働時間等の労務管理
- 人手不足等
- 助成金全般
- テレワークにおける労務管理
- 新型コロナウイルス感染症に関する支援策



「大分働き方改革 推進支援センター」とは？

中小企業・小規模事業者等を中心
に、就業規則・賃金規程等の作成・
改訂、非正規雇用労働者の処遇
改善、過重労働対策、労働関係
助成金の活用等について、働き方
改革に取り組む事業主の皆様は、
社会保険労務士が助言・提案
などの相談支援を行います。

日程は裏面をご覧ください。

出張相談会
お問い合わせ先

大分働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省大分労働局委託事業〉

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階

大分県社会保険労務士会 内

大分 働き方改革

検索



HPはコチラから



0120-450-836

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

E-mail hatarakikata@sr-oita.or.jp

大分働き方改革推進支援センター 出張相談会開催場所一覧

	市 町 村	開催場所	頻 度	開催曜日 (基本)	時 間
1	大分市長浜町	大分商工会議所	月2回	第1・第3水曜	13:00~16:00
2	大分市中鶴崎	大分商工会議所 鶴崎経営相談センター	月2回	第2・第4金曜	13:00~16:00
3	臼杵市須崎	臼杵商工会議所	月1回	第3水曜	13:00~16:00
4	津久見市港町	津久見商工会議所	月1回	第3金曜	13:00~16:00
5	佐伯市向島	佐伯商工会議所	月1回	第3金曜	13:00~16:00
6	宇佐市辛島	宇佐商工会議所	偶数月1回	第4火曜	13:00~16:00
7	豊後高田市新町	豊後高田商工会議所	月1回	第2火曜	13:00~16:00
8	中津市殿町	中津商工会議所	月2回	第1・第3木曜	13:00~16:00
9	国東市鶴川	国東市商工会	月1回	第2木曜	13:00~16:00
10	日田市三本松	日田商工会議所	月1回	第4水曜	10:00~16:00
11	竹田市竹田	竹田商工会議所	月1回	第2金曜	13:00~16:00
12	豊後大野市三重町	豊後大野市商工会	月1回	第3木曜	13:00~16:00
13	由布市庄内町	由布市商工会	月1回	第3水曜	13:00~16:00
14	速見郡日出町	日出町商工会	月1回 12月まで	第3水曜	13:00~16:00
15	杵築市大字南杵築	杵築市商工会	週1回	毎週火曜	13:00~16:00

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ

令和3年度 大分労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

無料
相談

「同一労働同一賃金」 対応できていますか？

中小企業・小規模事業者のみなさまを支援するため、
就業規則の作成、非正規労働者の処遇改善、
労働関係助成金の活用、ハラスメント対策、労務管理の見直し等について

社会保険労務士による無料相談を行っています。

ぜひ、働き方改革推進支援センターへお問い合わせください！

- 同一労働同一賃金
- 賃金引き上げ等
- 労働時間等の労務管理
- 人手不足等
- 助成金全般
- テレワークにおける労務管理
- 新型コロナウイルス感染症に関する支援策
- その他

ご相談窓口・お問い合わせ先

大分働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省大分労働局委託事業〉

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階
大分県社会保険労務士会 内

大分働き方改革推進支援センター

検索

HPはコチラから



0120-450-836

受付時間

9:00~17:00

(土・日・祝日を除く)

E-mail

hatarakikata@sr-oita.or.jp

お申込は裏面へ▶▶▶

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
れいわ (株)令和 令和3年6月4日	さくらい だいすけ 櫻井 大輔	一般 利用	宇佐市大字四日市903番地	3	2			5	0978-25-4405 0978-25-4406
おおいたうべ (株)大分支部 令和3年6月8日	まつお かずひろ 松尾 和弘	一般 利用	大分市豊海1-7-4	24				24	097-534-9251 097-534-8576

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
14	(株)三愛ガスサービス大分事業所 加藤 健一	中島 秀智	代表者の変更

燃料情報

令和3年5月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円)

	価格(県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	128.0	96.5	109.3
ローリー平均	110.8	95.1	100.6
カード平均	133.0	97.6	109.6

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	36.4
出 光	5	15.2
昭 和 シ ェ ル	4	12.1
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	21.2
そ の 他	5	15.2
合 計	33	100.0

区分	月	20年	7	8	9	10	11	12	21年	1	2	3	4	5
		6												
スタンド 平均	大分	86.6	94.6	94.6	96.6	94.8	94.2	98.3	100.0	101.0	108.7	109.4	109.3	
	全国	84.5	88.2	91.1	91.3	90.2	89.2	92.3	94.9	99.1	104.2	105.1	107.5	
ローリー 平均	大分	76.7	79.4	82.7	83.5	81.4	81.5	84.7	88.2	93.7	96.8	97.8	100.6	
	全国	73.7	77.3	81.0	81.0	79.7	78.7	82.7	86.0	89.8	95.5	95.6	97.3	
カード 平均	大分	87.0	88.5	94.7	94.5	94.1	91.4	97.5	98.1	102.5	109.5	108.6	109.6	
	全国	83.6	87.5	90.2	90.6	89.2	87.9	92.5	94.8	98.9	103.8	104.3	106.4	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和3年5月)

令和3年6月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和3年5月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	109.17	98.63	107.30

令和3年5月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	111.27	97.92	109.65
出光昭和シェル	107.72	99.17	106.32
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	112.77	95.50	103.85
その他	105.86	99.85	107.41

令和3年5月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	110.28	98.34	108.02
30～50キロリットル未満	101.10	99.47	99.23
50～100キロリットル未満		98.10	
100キロリットル以上	101.83	98.40	

令和3年5月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	105.93	99.01	100.68
30～60日未満	110.72	98.49	107.54
60日以上	106.60	98.66	133.00

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和3年1月	97.43	87.16	95.95
令和3年2月	103.14	91.04	100.01
令和3年3月	108.71	96.39	105.39
令和3年4月	106.06	97.39	105.65
令和3年5月	109.17	98.63	107.30

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（7月16日～8月15日）

日	曜	行 事
16	金	陸災防 積卸し作業指揮者安全教育（9:00 大会議室）
17	土	第40回トラックドライバー・コンテスト大分県大会（10:00 大会議室）
18	日	
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	海の日
23	金	スポーツの日
24	土	南九州四県合同木材輸送部会「部会長会議」会議（18:00 宮崎市「ホテルマリックス」）、南九州四県合同木材輸送部会「部会長会議」懇親会（19:00 宮崎市「ホテルマリックス」）
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	運行管理者一般講習（動画視聴方式）（9:45 自動車事故対策機構大分支所）
30	金	
31	土	第42回大分県フォークリフト運転競技大会（9:00 大分産業機械技能教習所）
8/1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	山の日
9	月	振替休日 オリンピック開会式
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	180	
2	運転日報(応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表(25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車両管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼロ旗	1枚	1,530	
25	運送約款(掲示用)	1枚	110	
26	運送約款(冊子)	1冊	165	
27	運行指示書(輸送文研社)	1冊	490	
28	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	410	

ご住所(〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

2021年の祝日移動について

2021年は、「海の日(7月の第3月曜日)」は7月22日、「スポーツの日(10月の第2月曜日)」は7月23日、「山の日(8月11日)」は8月8日になります。なお、従来の祝日にあたる日は、平日になります。

祝日名	例年	2021年の特例措置
海の日	7月の第3月曜日 ▶▶▶	7月22日(木曜日) オリンピック開会式の前日
スポーツの日	10月の第2月曜日 ▶▶▶	7月23日(金曜日) オリンピック開会式当日
山の日	8月11日 ▶▶▶	8月8日*(日曜日) オリンピック開会式当日

※8月9日(月)は振替休日



..... 祝日の移動について Q&A

Q なぜ祝日が移動するの?

A 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中のアスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るためです。オリンピック開会式の7月23日前後とオリンピック閉会式の8月8日前後が連休となることにより、東京中心部の混雑緩和が見込まれます。

Q 祝日が移動するのは2021年だけなの?

A 3つの祝日の移動は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される「2021年限定」の特例です。「国民の祝日」について、詳しくは、内閣府ホームページ「国民の祝日について」をご覧ください。

Q 移動前の祝日(もともと祝日になるはずだった日)は、どうなるの?

A 2021年は、祝日ではなくなります。たとえば、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」の規定によれば、移動前の「スポーツの日」は10月第2月曜日ですが、2021年10月11日は平日になります。「海の日」(2021年7月19日)と「山の日」(2021年8月11日)も同様となります。

Q 大会期間中の交通混雑緩和に向けて、その他に何か取組をやっているの?

A 国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通量削減を推進するべく、2018年8月に、東京都、東京2020大会組織委員会、経済団体などと連携し「2020TDM推進プロジェクト」を立ち上げました。2020年11月末時点で、既に約49,000社・事業所、及び約700団体の皆様にプロジェクトへの協力、登録をいただいております。大会期間中、一般交通では都心部(重点取組地区)の交通量30%減など、良好な交通状況の実現を目指しています。

「国民の祝日について」は
こちらをご覧ください



<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

「2020TDM推進プロジェクト」は
こちらをご覧ください



<https://2020tdm.tokyo>



東京2020
オリンピック・パラリンピック開催に合わせて

2021年の祝日が 移動します



7/19
7/22 (木)
海の日

10/11
7/23 (金)
スポーツの日

8/11
8/8 (日)
山の日



オリンピック開会式

オリンピック閉会式

※8/9(月)は振替休日

2021年は、3つの祝日が移動します

2021年には、国民の祝日は「海の日」「スポーツの日」「山の日」が、それぞれ上記のように移動します。そのため、オリンピックの開会式が行われる7月23日前後とオリンピックの閉会式が行われる8月8日前後が連休となります。祝日の移動は、混雑緩和等を目的として実施されます。

※詳しくは裏面をご確認ください

オリンピックを安全に。スムーズに

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催期間中、特に開会式と閉会式が行われる日は、多くの大会関係者が移動するため、道路や鉄道の大幅な混雑が見込まれます。そこで、アスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るため、祝日の移動を実施します。

混雑緩和にみなさまのご協力をお願いします。

「2021年の祝日移動について」は
こちらをご覧ください



<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/shukujitsu.html>

道路や鉄道の「大会輸送影響度マップ」は
こちらをご覧ください



<https://2020tdm.tokyo/map/index.html>

